

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第8号

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第31条中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第41条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条、第31条及び第41条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。